

(議事の要旨)

開始 14 時 00 分

[西田委員長]

ただいまから、平成 28 年度第 5 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、濱屋委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 5 件、報告事項 1 件です。

なお、議案第 33 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、議案第 33 号は、会議規則第 12 条の規定により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

[西田委員長]

それでは、議事に入ります。

議案第 29 号・平成 28 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(平成 27 年度事業)について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 29 号 平成 28 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(平成 27 年度事業)について

[兼子庶務課長]

議案第 29 号・平成 28 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(平成 27 年度事業)(案)について、ご説明させていただきます。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(平成 27 年度事業)を作成し、日野市議会に提出するものでございます。

それでは、平成 28 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(平成 27 年度事業)(案)をご覧ください。

表紙をおめくりいただいて、評価書の構成になりますが、ローマ数字のⅠはじめに、Ⅱ点検・評価の基本方針、Ⅲ教育委員会の活動状況の点検・評価について、Ⅳ主要な取り組みの執行状況の点検・評価について、の 4 章立ての構成となっております。

1 ページをご覧ください。

Ⅰのはじめにでは、当報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、日野市教育委員会が平成 27 年度事業を対象に行った点検・評価の結果をまとめたものでございます。

Ⅱ点検・評価の基本方針につきましては、1 目的、2 点検・評価の対象、3 点検・評価の実施方法、を記載しております。なお、点検・評価の実施方法につきましては、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する青木先生及び白尾先生から、ご意見をいただいております。

2 ページをご覧ください。

Ⅲ教育委員会の活動状況の点検・評価について、でございます。本章におきましては、1 教育委員会の組織、2 活動状況の概要、3 点検・評価、4 学識経験者の意見、を3 ページにわたって掲載しております。

5 ページをご覧ください。

まず、平成27年度教育委員会活動状況の（1）教育委員会の構成につきましては、平成27年度の教育委員が列記されております。（2）定例会・臨時会におきましては、4月の第1回定例会から第12回定例会までの会議の概要について、記載しております。

7 ページをご覧ください。

（3）教育委員会施策研究会等では、年度内に12回ほどありました施策課題に対する研究や情報交換に関する対応を、まとめて記載しております。

次のページ、（4）は初めて開催された日野市総合教育会議、（5）では市長と教育委員、（6）では日野市立小中学校PTA協議会と教育委員、（7）では校長会と教育委員との意見交換会の主な内容を表にまとめたものでございます。

9 ページをご覧ください。

（8）教育委員の学校訪問についてでございます。教育委員が小・中学校、幼稚園を訪問し、授業見学、教職員との協議等、実施した内容について、表にまとめております。

10 ページをご覧ください。

（9）教育委員の研究発表会への出席につきましては、教育委員が公式に出席された研究発表会の概要を表にまとめたものでございます。

11 ページをご覧ください。

（10）教育委員の視察研修・連絡会等では、教育委員を対象にした研修会につきまして、表のとおり行われたものでございます。

12 ページをご覧ください。

（11）教育委員の関係行事への出席では、教育委員が出席され、現場の状況や実態把握に努めた主な行事等を表にまとめたものでございます。

13 ページをご覧ください。

（12）教育委員として就任している他の組織の委員等につきまして、記載のとおりまとめたものでございます。

14 ページをご覧ください。

Ⅳ主要な取り組みの執行状況の点検・評価について、でございます。1 教育委員会の主要な取り組み及び評価対象につきましては、次のページにございます教育目標（体系図）に基づき、教育部門、生涯学習部門における平成27年度の主要な取り組みを表にまとめております。

15 ページをご覧ください。

平成27年度教育目標、基本方針、主な推進施策をとりまとめた体系図を表にしたものでございます。

19 ページをご覧ください。

平成27年度の評価対象事業について、表にまとめております。

20ページをご覧ください。

主要な取り組みの執行状況の点検・評価につきまして、先ほどご紹介いたしましたお二人の学識経験者の意見を、24ページまでにかけて掲載しております。

25ページをご覧ください。

各評価対象事業の自己評価につきまして、61ページにかけてとりまとめたものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。岡本委員。

[岡本委員]

初めに、この評価をしっかり受け止めて、今後も教育行政に取り組んでいきたいと思っております。

さて、23ページの「桑ハウス」のことについて、特に国への文化財登録の辺り、現在どのような状況になっているのか、ご説明いただければありがたいと思います。

[木村生涯学習課長]

桑ハウス——旧蚕糸試験場日野桑園と申しますが——の現状について、ご質問がございました。幾つか28年度に入って動いておりますが、まず委員からご質問のあった国の文化財の登録のことからお話しします。全部で3点ほど動きがあります。

一つ目が、登録有形文化財です。価値づけという意味で非常に大事になってきますので、28年度は登録を目指して9月中には申請をする予定でおります。順調に行けば年度末か次の年度の初めには登録になるかと思えます。もし、国の登録文化財に登録になれば、日野で初めての登録文化財ということになります。こちらは順調に進めております。

二つ目は登録文化財になって、それをどのように利活用していくかということです。28年度、緑と清流課のほうの予算で保存活用改修等設計業務委託費というものがついております。実際の委託は済んでいますが、一級建築士事務所に委託をして、利活用策をまとめてまいります。これについては文化財担当である生涯学習課、あとは学芸員がおります郷土資料館、歴史館等の文化財部局がしっかり関わっていく必要がありますので、関わりの中で文化財的価値をしっかり織り込んだ利活用をまとめていく方向です。

今年度中、ここで決まったこととして、その利活用を考えていく上にも市民のしっかりした理解が必要ということで、まずは9月24日、桑ハウスのシンポジウムを実施させていただきます。講師としては文化財保護審議会委員でもある山田先生、そしてこの後にお伝えをしますがシルクロード・ネットワークの代表である米山先生、このお二人にお話をいただいて、ここの価値を市民に広く発信していきたいと思えます。併せて、11月13日の産業まつりの2日目でございます。昨年も公開をして644名の方がご参加をいただきました。「廃屋だと思っていたのが、こんな価値があったのか」「自分自身もこのスペースで育ってきた」という、そこに関わっていた方のアンケートなどもいただきました。今年度も公開をして広く理解を求めていきたいと思っております。

三つ目でございます。シルクロード・ネットワーク協議会に加入をしていくというのは

課題です。この協議会は、平成２７年の３月に公益社団法人横浜歴史資産調査会が中心となって設立をしております。参加の市、団体はまだ少ないですが、これから様々に全国的に交流をしてみたいです。予算を確保させていただいて、ここで加入をし、シンポジウムのほうにも参加をしてみたいです。目的としましては、絹文化の足跡を振り返り文化遺産として将来に継承していく、地域活性化の切り札として生かす手立てを多くの地域と連携してつくり上げるという目的になっておりますので、加入をいたしましたので連携を図っていきます。

全国で蚕糸試験場の建物が残っているのは、山形県の新庄市の施設——これは立派に、たくさんの建物が残っているのですが——が一つと、あとは日野市の桑ハウスのみでございます。協議会のシンポジウムだとか加入団体との連携を通じて、全国に発信をしていく予定です。いずれにしても、TOYODA BEER、日野煉瓦と並ぶ日野の近代化遺産ですので、しっかり価値づけと発信と利活用のまとめを図っていく予定でおります。

〔西田委員長〕

ほかにございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

〔高木委員〕

２７年度事業について、お二人の学識経験者から総じて非常に高い評価をいただいたということは、関係者一丸となって誠実に取り組んできた結果であると受け止めております。各種事業について、子供たちですとか市民の皆さんに成果や実績が実感できますように、受け止めてもらえるように、引き続き取り組んでいく必要があるという思いを強くした次第でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔西田委員長〕

米田教育長。

〔米田教育長〕

青木先生、白尾先生ともに、日野の総合教育大綱「学びと育ちの日野ビジョン」を評価していただきました。本当にありがとうございます。私たちは実践の中で、これを発展させていくということが、一番大きな力を入れるべき案件かなと思ひます。頑張っていきたいと思ひます。

〔西田委員長〕

ほかにございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。平成２８年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成２７年度事業）について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第２９号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第30号・日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第30号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[記野教育部参事 ]

議案第30号・日野市立小学校教科用図書の採択について。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、平成29年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

4ページをお開きください。

ここに記載する教科用図書について、採択するものでございます。小学校におきましては、学習指導要領のもとで編集発行された教科用図書を平成26年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4年と規定されております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立小学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第31号・日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第31号 日野市立中学校教科用図書の採択について

[記野教育部参事 ]

議案第 3 1 号・日野市立中学校教科用図書の採択について。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条第 1 項及び第 1 4 条、同法施行令第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 号第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年度に日野市立中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

6 ページをお開きください。

ここに記載する教科用図書について、採択するものでございます。中学校におきましては、学習指導要領のもとで編集発行された教科用図書を平成 2 7 年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 4 条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案をするものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 1 5 条第 1 項には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4 年と規定されております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立中学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 3 2 号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 3 2 号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

[記野教育部参事]

議案第 3 2 号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条第 1 項及び第 1 4 条、同法施行令第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項、学校教育法附則第 9 条、同法施行規則第 1 3 9 条の規定に基づき、平成 2 9 年度に特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる、とされております。

今回の採択につきましては、文部科学省検定教科書を選定している場合、小学校につきましては、平成26年度に採択され、平成30年度まで使用する教科用図書を使用し、中学校につきましては、平成27年度に採択され、平成31年度まで使用する教科用図書を使用することになります。このため、通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を特別支援学級でも使用することになります。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきましては、文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書から採択することになります。

それでは30ページをお開きください。

特別支援学級教科用図書採択資料。

調査研究の趣旨——枠囲みの中になります——（1）特別支援学級における教科用図書の調査研究について、をご覧ください。

本年度4月27日に実施いたしました、特別支援学級設置校長会で本年の採択につきまして説明を行い、平成28年6月14日付の文書にて各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究の依頼をいたしました。各学校において、教科用図書について調査研究を行い、特別支援学級設置校から6月29日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

次に（2）調査研究の基本的な考え方、をご覧ください。

次の3点が基本的な考え方でございます。第1に児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること、第2に可能な限り、系統的に編集されており、教科の目的に沿う内容をもつ図書であること、第3に学年進行に当たって上の学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮すること、この3点を踏まえて各学校では調査研究を行いました。

各学校の調査研究結果を一覧に整理したものが30ページの中段から下段のほうにございます。

各学校の調査研究結果一覧に示しております、平成29年度については各学校とも、学年ごとに教科用図書を採択しておりますが、一部の学校、学年、教科については児童・生徒の能力や特性などに合わせて、ふさわしい内容のものを採択しております。

結果の4行目に当たります日野第八小学校の欄をご覧ください。

各学年とも、学年を単位として文部科学省検定教科書を選定し、一部の教科においては一般図書を選定しております。

また、8ページから29ページにかけては、各学校で調査研究を行い、報告された資料になっております。各ページの右上のところに図書名の前に表記された㊦㊧㊨という表記でございますが、㊦は文部科学省検定教科書、㊧は文部科学省著作教科書、㊨は学校教育

法附則第9条に規定された一般図書を表しております。また、横軸にございます調査研究資料番号について記載のあるものについては、東京都教育委員会が調査研究を行った図書から選定をしております。空欄のものについては、今年になり東京都から「平成29年度用一般図書一覧」として図書の紹介がありましたので、その紹介された図書を学校が独自で調査研究を行い、選定をしております。

特別支援学級の教科用図書の選択といたしましては、学校教育法附則第9条に規定する一般図書から83冊、特別支援学校の小学部、中学部で使用する文部科学省著作教科書から5冊、文部科学省検定教科書から64冊を選定しており、それぞれの障害の種類、程度等、個々の状況に応じて各学校から選定した報告がありました。

以上で、特別支援学級教科用図書の調査研究の経過並びに採択に関する説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔西田委員長 〕

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。岡本委員。

〔岡本委員 〕

ご説明では、6月29日に利用図書についての報告書が上がってきたということですが、多分、学校現場では学級の運営について、大変ご苦労されていると思います。そこで、各学校でどのような議論をされたのか、各学校で体制をつくっていると思いますけれども、どのようにして報告書を上げたのか、概要をご説明願えればありがたいです。

〔重山統括指導主事 〕

各学校で、どのような議論がなされているのか、また、その体制について説明させていただきます。

先ほどの資料の30ページに各学校の調査研究結果が載っております。日野第二中学校と日野第三中学校につきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級ということで、この二つの学級につきましては、通常の教科の指導と自立活動という、二つの枠組みで指導が行われています。基本的には通常の学級で使っている教科書を選ぶ形になります。それ以外の学級については、知的障害の特別支援学級になりますので、それぞれの子供たちの実態に応じて、適切な教科書は何なのかという議論を行った上で、教科書調査を進めていきます。

その調査の委員会につきましては、校長をトップとし副校長、主幹教諭であったり、一番子供たちに接している特別支援学級の担任が、どの教科書を使うことが望ましいのかということを議論して、資料を作成していきます。先ほどありましたけれども、通常の学級で使っている検定教科書、それから文部科学省の著作教科書、それから一般図書といわれる様々なものの中から、何がふさわしいのかということを議論していきます。小・中学校と特別支援学校との間にある支援学級ですので、それぞれのよいところを参考にしながら、一番適切なものは何なのか、ということで検討している調査報告書という流れになるかと思っています。

〔西田委員長 〕

濱屋委員。

[濱屋委員 ]

先ほど、三つの種類の教科用図書の中で、一般図書について平成29年度は83冊選ぶというご説明がありましたが、一般図書が選択されるシステムは、どのようになっているか、ご説明いただけますか。

[重山統括指導主事 ]

まず、先ほどお話ししましたように検定教科書、下の学年の検定教科書、文部科学省著作教科書という仕組みの中になります。それでも適切なものがないというときに一般図書というものを選ぶことがあります。これにつきましては、教育目標をきちんと達成できるものであるか、狙いに即したものかどうか、ということが当然あるわけですが、そこを踏まえて東京都教育委員会のほうで委員会をつくりまして、特別支援教育教科書調査研究資料という冊子をつくり上げます。こちらについて市の教育委員会を通して各学校に配られております。これは各一般図書について内容、構成上の工夫、その他ということで既に調査がなされております。これを参考にし、それ以外のものについても十分調査研究した上で、採択につなげていくという形になっています。どの教科書でもよいのではなく、きちんと調査研究をした上で、ということになっています。

[西田委員長 ]

ほかにございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

報告事項に入ります。

報告事項第9号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

## ○報告事項第9号 行政情報の公開請求

[加藤学校課長 ]

議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

報告事項第9号・行政情報の公開請求、についてご説明をさせていただきます。

36ページをお開きください。

行政情報の公開請求がございました。内容につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[西田委員長 ]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたしま

す。

〔西田委員長 〕

なければ、報告事項第9号を終了いたします。

〔西田委員長 〕

これより議案第33号の審議に入りますが、これらの案件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長 〕

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成28年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

（関係職員以外退室）

「教育職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

〔西田委員長 〕

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成28年度第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時37分